



外国判決承認要件としての国際裁判管轄

中野, 俊一郎

(Citation)

CDAMS(「市場化社会の法動態学」研究センター) ディスカッションペーパー, 07/ 2J

(Issue Date)

2007-02

(Resource Type)

technical report

(Version)

Version of Record

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/80100070>



CDAMS ディスカッションペーパー
07/2J
2007年2月

外国判決承認要件としての国際裁判管轄

中野 俊一郎

CDAMS
「市場化社会の法動態学」研究センター

神戸大学大学院法学研究科

外国判決承認要件としての国際裁判管轄

中野俊一郎

- はじめに
- 間接管轄要件の趣旨
- 間接管轄の具体的判断基準
- 米国判決の承認と間接管轄の審査
- 間接管轄と相互保証要件
- おわりに
- 主要参考文献

はじめに

外国判決を承認・執行するに際して、判決国が国際裁判管轄を有していたことを要求することは、国家間での異なる合意がある場合を除き、ほぼ普遍的に認められるところといえよう。民訴法 118 条 1 号、ドイツ民訴法 (ZPO) 318 条 1 項 1 号もその例にもれない。この局面で要求される国際裁判管轄は、内国裁判所が涉外事件の実体審査を行うについて必要とされる国際裁判管轄 (直接的国際裁判管轄、直接管轄) と区別するために、間接的国際裁判管轄 (間接管轄、ないしは承認管轄) と呼ばれる。

この要件をめぐるは、それを要求する趣旨や判断基準等につき、多くの解釈論的・立法論的問題が提起されてきた。平成 10 年 4 月 28 日のサドワニ事件最高裁判決は、民訴法 118 条 1 号の間接管轄要件は、「我が国の国際民訴法の原則から見て、当該外国裁判所の属する国……がその事件につき国際裁判管轄 (間接的一般管轄) を有すると積極的に認められることをいう」とした上で、「具体的には、基本的に我が国の民訴法の定める土地管轄に関する規定に準拠しつつ、個々の事案における具体的事情に即して、当該外国判決を我が国が承認するのが適当か否かという観点から、条理に照らして判決国に国際裁判管轄が存在するか否かを判断すべき」であるという⁽¹⁾。しかし、そこでいう条理判断の具体的中味については、必ずしも明らかにされているわけではない。

そこで本稿においては、わが国及びドイツにおける議論の現状を概観することにより、外国判決承認要件として間接管轄を要求することの意味につき、検討するための素材を提供することとしたい。

間接管轄要件の趣旨

1 被告の利益保護

外国判決承認・執行の要件として判決国の国際裁判管轄を要求する趣旨が、外国による過剰管轄権行使からの被告保護にあることは、おそらく疑いを容れないであろう。外国判決の承認により、被告は内国における再訴の可能性を奪われ、内国資産への強制執行を甘受しなければならない。実体準拠法の決定は判決国国際私法に委ねられ、内国が承認段階でそれをコントロールすることは原則的に許されないため、承認国は、被告に应诉義務を課すに足るだけの紛争や当事者との牽連性をもたない国で出された判決に対し、承認・執行を拒絶することによって、被告の应诉義務の範囲を適正に画定し、

(1) 最判平成 10 年 4 月 28 日民集 52 巻 3 号 853 頁。本件を含め、間接管轄に関するわが国判例の分析について、河野・336 頁以下を参照。

外国による過剰な管轄権行使から被告を保護しなければならないからである⁽²⁾。

2 承認国の利益保護

これに加えて、自国管轄範囲を保持するについての承認国の利益があげられることも少なくない。承認国が専属管轄を主張する問題については、外国判決の承認・執行は通常認められないが、この場合の間接管轄要件は、承認国の専属管轄が及ぶ範囲を保全し、その国家利益を守る役割を果たす、というのである⁽³⁾。

もっとも、間接管轄要件の趣旨を説明するについて、承認国の利益という視点を持ち込むことに消極的な意見もないわけではない。例えばガイマーは、専属的国際裁判管轄は原則的に存在しないとした上で、承認国の国家利益から間接管轄を基礎づける考え方は、承認国からみて第三国に管轄権が認められる場合にも承認が拒絶されることを説明できないとして、むしろ被告保護に純化して間接管轄を基礎づけた方がよいという⁽⁴⁾。ゴットヴァルトもまた、「承認管轄は内国裁判権の保護を目的とするものではなく、「国際的に要求しえない(unzumutbar)外国での訴訟追行の結果から、敗訴被告を内国で(事後的に)保護するという、唯一正当な保護目的」からすれば、従来の間接管轄規整のあり方には見直すべきところがあると説く⁽⁵⁾。

これについては、国際的な専属管轄がどういう場合に認められ、その趣旨は何に求められるかといった観点から検討してゆく必要がある。現在のわが国において、専属的な国際裁判管轄が問題となりうるのは、不動産の物権問題や登録を要する知的財産権の登録・有効性といった問題であろう。これらについては、対世的な形で権利内容を確定する必要があり、それを統一的に判断する場としては、利害関係者が所在する蓋然性、特許権の属地性や国際法上の領域主権といった観点から、不動産所在地国や権利登録国が唯一適当と考えられてきたものと思われる。もっとも、対世的な権利確定の必要性という面についていうと、これらの権利についても、当事者間で相対的な効力をもつにすぎない判断を行うことが考えられないわけではない。例えば特許権の有効性については、一般に、侵害訴訟で先決問題として判断することが可能と考えられており、このことは、特許権侵害が仲裁に付託される場合でも同様と解される⁽⁶⁾。つまり、当事者間で相対的効力をもつにすぎない有効性判断もその限りではありうるとすれば、そのような効力を国際的に承認することも考えられるのであり、「涉外知的財産紛争の管轄権、準拠法及び判決に関する ALI 原則」草案 413 条(2)⁽⁷⁾はこの考え方に基づく。

他方、自国領域内において、いかなる知的財産権にいかなる範囲でいかなる保護を与えるかを定め

(2) Geimer, FS Nakamura, S.173; Kropholler, S.652; von Bar/Mankowski, IPR Bd.1, 2.Aufl., 2003, S.437 ff. わが国における解釈として高田・370 頁、竹下・529 頁など。

(3) Kropholler, S.652 ほか。わが国学説上も、承認国の専属管轄範囲の保持があげられることが多い。竹下・529 頁など。専属管轄の場合にとどまらず、一般的に、承認国の直接的な国家利益から間接管轄審査を基礎づける立場もないではない。例えばマルティニは、扶養料請求事件につき、扶養権利者保護という公的利益のために原告の住所地管轄を認めるについて、国家は直接的な利益をもちうるという。Martiny, Hdb. IZVR /I Rz.639.

(4) Geimer, FS Nakamura, S.172 f.; ders., IZPR, Rz.2901.

(5) Gottwald, ZZP 1990, S.271, 274.

(6) この点につき中野俊一郎「知的財産権紛争と ADR - 仲裁を中心として - 」季刊『企業と法創造』1 巻 4 号(2005 年 3 月、早稲田大学 21 世紀 COE《企業法制と法創造》総合研究所) 391 頁を参照。

(7) 「一国の裁判所が他国で登録された権利を無効と宣言する場合、この宣言は訴訟当事者間でのみ執行されうる」。ALI, Intellectual Property: Principles Governing Jurisdiction, Choice of Law, and Judgment in Transnational Disputes, p.148. 本稿においては 2006 年 9 月 21 日付けの草案を参照した。

るにつき、国家は強度の関心をもつ。自国領土上の不動産物権関係の規律についても同様であり、この観点からすると、専属管轄の規律が国家利益に結びつくことは否定できない。但し、現在のところ、専属的な国際裁判管轄が認められる問題領域は極めて限られており、その意味では、間接管轄要件の趣旨として、国家利益の保護という側面を強調するのは、必ずしも適当ではないといえようか。

3 普遍的国際社会の利益保護

シュレーダーによれば、管轄権の適正な配分は国際社会の普遍的関心事である。しかし、国際的な管轄配分を管掌する超国家的機関がない以上、各国は、自らの管轄規則を国際法規則としても機能しうよう配慮しなければならない⁽⁸⁾。各国は、直接管轄の規律により管轄配分に関する国際的責務を果たすのみならず、間接管轄の規整を通して、外国の管轄権行使の限界をも間接的に設定する。「外国が国際的に認められた基準を逸脱すれば、それに基づく判決は域外的効力を認められない。これは、外国裁判所の直接管轄を正し、国際的に望ましい範囲に縮減する契機になりうる。いかなる国家も、この国際教育的 (internationalpädagogisch) 任務を放棄することはできない」と⁽⁹⁾。

この見解に対しては懐疑的な見方が少なくない。国際社会で普遍的な妥当性をもつ国際裁判管轄規則は未だ存在せず、各国はそれぞれ自らの考え方に従って管轄規則を定めているという現実から出発すれば、普遍的国際社会の秩序利益維持という考え方は理想論にすぎず、彼のいう「教育的」効果も期待できないという批判が可能だからである⁽¹⁰⁾。

もっとも、一国の過剰管轄権行使に対する関係国の承認拒絶の積み重ねが、長い目で見れば、徐々に過剰管轄の縮小につながることも否定はできない。このことは、ZPO23条の財産所在地管轄が、当初の管轄拡大傾向から、多くの二国間条約で間接管轄としての適格性を否定されるとともに、1968年のブリュッセル条約による過剰管轄規制を経て、シューマンらの制限解釈を生み、1991年のBGH判決による制限解釈の定着に至った経緯からも窺い知ることができよう⁽¹¹⁾。ただ、EUという緊密な国家関係下での過剰管轄規制は一般化することが難しいし、外国による過剰管轄権行使への抑制的効果は、間接管轄規制の一つの効果ではありえても、直接の目的とはいえないように思われる。

4 小括

以上に述べてきたところからすると、外国判決を承認・執行するにつき間接管轄を要求する趣旨は、第一次的には、外国による過剰管轄権行使からの被告の手続的保護にあると見てよいであろう。間接管轄をめぐる具体的な解釈論・立法論を検討するにあたっては、これを視野の中心に据えて考えてゆく必要がある。例えば、間接管轄審査の基準時については、わが国学説上、これを承認の時点とする見解もあるが⁽¹²⁾、外国訴訟への応訴義務を被告が負っていたかどうかの問題なのだとすれば、基本的

(8) これと同様の発想は、ノイナーの次のような主張にも示されている。すなわち、「国家がそれぞれ独自に国際裁判管轄の限界を設定するとしても、国家はそれによって、ほんらいは国際的な立法者が担うべき役割を果たすのであって、国家は - カント的にいうならば - 自国管轄規則を国際立法上の原則に供しうるようになることで、この役割を果たさなければならない」と。Neuner, Internationale Zuständigkeit, 1929, S.14.

(9) Schröder, S.777 f.

(10) Geimer, FS Nakamura, S.172; Martiny, Hdb. IZVR /1 Rz.640.

(11) この点につき、中野俊一郎「財産所在地の国際裁判管轄」神戸法学雑誌 43 巻 2 号 411 頁(1993 年)、同「財産所在地の国際裁判管轄」石川明 = 石渡哲編・EU の国際民事訴訟法判例 (信山社、2005 年) 114 頁を参照。

(12) 宮脇幸彦「訴訟」貿易実務講座 8 巻 (有斐閣、1962 年) 554 頁、菊井維大 = 村松俊夫・全訂民事訴訟法 (日本評論社、1978 年) 1137 頁、高桑・139 頁など。

には、当該外国訴訟で管轄判断の基準とされる時点での事実に基づき、間接管轄の有無を判断すべきことになるであろう⁽¹³⁾。また、ドイツ⁽¹⁴⁾やわが国⁽¹⁵⁾の通説は、専属管轄を中心とする承認国の管轄秩序維持を重視する見地から、間接管轄の判断を裁判所の職権調査によらせており、これには十分な理由があるが、この要件の趣旨を被告保護に純化して捉える場合には、被告の抗弁をまって審査すれば足りるとの見解もありえよう⁽¹⁶⁾。

他方、承認国から見れば判決国に国際裁判管轄は認められないが、判決国法上はそもそも法定管轄が認められ、無管轄の抗弁が認容される余地がない場合、被告が異議を留めず応訴すれば、応訴に基づく間接管轄（日本民法12条、ZPO39条）が発生するか。ドイツでは、このような場合、有理性のない無管轄の抗弁提出を被告に強いることはできないとして、抗弁提出がない場合にも応訴による間接管轄を認めず、外国判決の承認を拒絶するという考え方が強い⁽¹⁷⁾。しかし、過剰管轄権を行使した国に自ら赴いたうえで、無管轄を主張することなく応訴した被告を、この要件によって執行段階で保護する必要があるかどうかについては、疑問の余地があるようにも思われる。

間接管轄の具体的判断基準

間接管轄要件の趣旨を、外国による過剰管轄権行使からの被告保護と見る場合にも、その具体的範囲や決定方法については、複数の考え方がありえよう。被告が内国で負う応訴義務の範囲と外国でのそれを一致させ、法的明確性を確保するという点を重視すれば、判決国の管轄権行使が過剰といえない場合でも承認執行は拒絶されてよい。これに対して、過剰管轄権行使からの被告保護という点を徹底するのであれば、内国から見て真に許容しがたい管轄権行使かどうかによって審査をすれば足りることになるからである。それに加えて、立法形式（国内法か条約か、二国間条約か多国間条約か、ダブル条約かシングル条約か、限定列举か一般条項か）法政策的判断（承認の拡大か自国居住者保護か）等の違いを反映し、間接管轄の具体的判断基準については、様々な考え方が主張されることになる。整理の仕方は複数ありえようが、ここでは、立法形式や直接管轄決定基準との異同に着目して、次の

(13) 青山・398頁、高田・373頁、秋山幹男＝伊藤眞ほか・コンメンタール民事訴訟法（日本評論社、2002年）450頁。承認時までには間接管轄が認められれば足りるとする見解もあるが（兼子一＝松浦馨＝新堂幸司＝竹下守夫・条解民事訴訟法〔弘文堂、1986年〕648頁）被告の権利保障という見地からは問題が指摘されている（高田・373頁）。ドイツにおいても、間接管轄の有無を判断する基準時は、外国での訴え提起時（Geimer, IZPR, Rz.2902; Kropholler, S.654）またはこれに加えて最終口頭弁論終結時であるとされる（Gottwald, MüKomm ZPO, 2. Aufl., 2001, Art.328 ZPO Rz.71; Martiny, Hdb. IZVR /1 Rz.777; Thomas-Putzo, ZPO, 27. Aufl., 2005, §328 Rz.8a）。さらに多数説は、管轄恒定原則を定めたZPO261条3項2号の類推適用を認め、起訴後に管轄原因が消滅した場合にも間接管轄を認めてよいというが（Geimer, IZPR, Rz.2902; Kropholler, S.654; Thomas-Putzo, ZPO, 27. Aufl., 2005, §328 Rz.8a; BGH, U.v.29.4.1999, BGHZ 141,286）管轄恒定原則の妥当性には否定的な見解もある。Stein-Jonas-Roth, ZPO, 21. Aufl., 1998, Rz.90, 98.

(14) Schack, IZVR, Rz.839; Fricke, S.102 など。

(15) 高田・373頁ほか。

(16) Geimer, FS Nakamura, S.180 f.; ders., IZPR, Rz.2903; Schütze, DIZPR, Rz.360. ゴットヴァルトも、専属管轄違反の場合を除き、間接管轄審査を被告の抗弁事由とすべき旨を説く。Gottwald, ZJP 1990, S.274; ders., MüKomm ZPO, 2. Aufl., 2001, Art.328 ZPO Rz.70. わが国学説上、これと同様の考え方を示すものとして、青山・398頁、上村明広「外国裁判承認理論に関する一覚書」法曹時報44巻5号（1992年）868頁など。

(17) 中野俊一郎「国際応訴管轄と外国判決の承認」神戸法学雑誌46巻2号（1996年）243頁以下。

ように分類してみた。

1 管轄基準列挙型

(1) 条約

外国判決の承認・執行につきドイツが周辺諸国との間で締んだ二国間条約⁽¹⁸⁾においては、当事国国内法が定める直接管轄基準を精査したうえで、相互に間接管轄基準として許容しうるものだけを列挙するものが多い⁽¹⁹⁾。「民事及び商事に関する外国判決の承認並びに執行に関する 1971 年のハーグ条約」10 条も、同様に間接管轄基準を列挙する手法によっている。

この規整方法による場合には、承認国の専属管轄に反しないことをさらに明記するのが通常であるが、承認国が第三国に専属管轄を認める場合を同様に扱う条約も少なくない⁽²⁰⁾。

(2) 国内法

(a) 直接管轄基準の縮小

間接管轄の具体的判断基準について、国内法に明文規定をおく国は少ない。その中であってスイス国際私法は、間接管轄の判断基準を詳しく列挙しているが、多くの場合に、「被告がスイスに住所をもたなかった」ことを条件としている⁽²¹⁾。これは、スイス連邦憲法 30 条 2 項が、住所地の裁判所で民事裁判を提起する権利の保障をうたうことと関係しているが、この考え方によると、例えば不法行為地が判決国にある場合でも、被告がスイスに住所を有しておれば、外国判決は承認されないことになる。ステュルナーは、このような自国居住者優遇は、悪名高いフランスの自国民優遇管轄にも比肩しうるものであって、ヨーロッパでも例のない「過剰な」承認管轄規整だと批判する⁽²²⁾。

また、ケベック州においては、原則として鏡像理論が採られるが、ケベック産原材料に基因する責任については専属管轄が認められるほか、不法行為管轄や契約義務履行地管轄について、間接管轄が直接管轄よりも制限的に規定されているという⁽²³⁾。

(b) 直接管轄基準の拡大

後述するように、ドイツでは、直接管轄基準を間接管轄基準としても転用するという考え方（鏡像

(18) これらのドイツ語テキストについては Gottwald, MüKomm ZPO, 2,Aufl.,2001, Internationales Zivilprozeßrecht, B5 を参照。

(19) ドイツ＝スイス執行条約 2 条、ドイツ＝イタリア執行条約 2 条、ドイツ＝ベルギー執行条約 3 条、ドイツ＝イギリス執行条約 4 条、ドイツ＝オランダ執行条約 4 条、ドイツ＝チュニジア執行条約 31 条、ドイツ＝イスラエル執行条約 7 条、ドイツ＝ノルウェー執行条約 8 条、ドイツ＝スペイン執行条約 7 条。

(20) ドイツ＝イタリア執行条約 1 条、ドイツ＝オランダ執行条約 4 条 2 項ドイツ＝ノルウェー執行条約 8 条 3 項、ドイツ＝スペイン執行条約 7 条 2 項、ハーグ承認・執行条約 12 条。

(21) スイス国際私法 58 条、65 条、111 条、149 条、165 条など。

(22) Stürner, S.471.

(23) ケベック民法 3148 条は、帰責性ある行為、損害発生または侵害行為のいずれかがケベックで生じたときに直接管轄を認めるのに対して、間接管轄を定める 3148 条では、損害発生「及び」帰責性ある行為または侵害行為が判決国で生じたことが要求される。また、契約義務のいずれかがケベックで履行されるときに直接管轄が認められるのに対して、間接管轄は、契約上の「諸々の義務」が判決国で履行されるべきときのみ認められる。芳賀・法律論叢 72 巻 5 号 18 頁参照。

理論)が原則的にとられているが、婚姻事件の国際裁判管轄についてはZPO606a条⁽²⁴⁾が明文規定をおく。その1項によると、ドイツ裁判所は、夫婦の一方が内国籍をもつとき、夫婦双方が内国に常居所をもつとき、夫婦の一方が無国籍者で内国に常居所をもつとき、判決が夫婦の一方の本国法上承認されない場合を除き、夫婦の一方が内国に常居所をもつときに国際裁判管轄をもつ。他方において同条2項は、外国判決の承認につき次のような例外を定めた。

「夫婦の一方が判決国に常居所を有していた場合には、第1項第1文第4号は外国裁判の承認を妨げない。外国裁判が夫婦双方の本国で承認される場合には、第1項は承認を妨げない。」

これは、外国判決承認に1項の直接管轄基準を鏡像的に適用すると跛行関係を発生させる可能性が高いことに鑑み、鏡像原則を緩和し、夫婦の一方が常居所をもつ国で下された裁判、第三国で下され、夫婦の本国で承認される裁判につき、承認範囲を拡大したものである⁽²⁵⁾。しかしながら、この規定については、外国に対して適切なものとして認める管轄基準を、なぜ自国直接管轄の基準としては認めないのか、という批判もないではない⁽²⁶⁾。

2 管轄審査排除型

(1) 条約

比較的類似した法体系をもつ国の間では、間接管轄の審査をさらに制限的なものにするのが可能になる。例えばドイツ=ギリシャ執行条約3条3項・4項、ドイツ=オーストリア執行条約2条3項ないし5項は、専属管轄違反、財産所在地管轄など一定の過剰管轄に基づく場合の承認拒絶だけを規定している。ドイツ=ギリシャ執行条約は、後述するように、管轄に関する判決国裁判所の事実判断・法的判断に拘束力を認めるから、ここでは管轄審査は原則的に排除されているといえよう。

ブリュッセル規則もこれと同一線上に位置づけられる。同規則35条1項によると、第2章第3節(保険事件)第4節(消費者契約事件)もしくは第6節(専属管轄事件)の規定に反する場合、外国裁判は承認されない。さらに3項は、「1項の場合を除き、判決国裁判所の管轄を審査することはできない」というから、ここでは、専属管轄違反など一定の例外を除き、間接管轄の審査が原則的に許されない⁽²⁷⁾。同規則4条は、構成国領域内に住所をもたない被告に対し、付属書に掲げる過剰管轄規定を含め、構成国国内法に基づく管轄権行使を認めており、これについても間接管轄審査を原則的に排除する点が特徴的といえよう。

(24) ZPO606a条「(1) 婚姻事件について、ドイツ裁判所は、次の場合に管轄権を有する。

1 夫婦の一方がドイツ国籍を有するとき、又は婚姻締結時にドイツ国籍を有していたとき。

2 夫婦双方が内国に常居所を有するとき。

3 夫婦の一方が内国に常居所を有する無国籍者であるとき。

4 夫婦の一方が内国に常居所を有するとき。但し、下されるべき判決が夫婦の一方の本国法により承認されないことが明らかであるような場合を除く。

この管轄は専属管轄ではない。

(2) 夫婦の一方が判決国に常居所を有していた場合には、第1項第1文第4号は、外国裁判の承認を妨げない。外国裁判が夫婦双方の本国(Staaten denen die Ehegatten angehören)で承認される場合には、第1項は承認を妨げない。」

(25) Baumbach-Lauterbach-Albers, ZPO, 63.Aufl., 2005, §606a Rz.16; Zöller-Geimer, ZPO, 25.Aufl., 2005, §606a Rz.98.

(26) Fricke, S.115 f.

(27) ブリュッセル条約28条、ルガノ条約28条においても同様であるが、ルガノ条約28条2項では一定の例外が認められている。この点につき Kropholler, Art.35 Rz.16 ff.

ブリュッセル 規則⁽²⁸⁾24 条はこの考え方をさらに徹底し、「構成国たる判決国の裁判所の管轄権は審査されてはならない。22 条(a)及び 23 条(a)に規定する公序審査は、3 条ないし 14 条に定められた管轄規則について適用されてはならない」とする。

間接管轄審査の制限により承認・執行の容易化を図るという条約上の傾向は、判決国裁判所による直接管轄の判断に、承認裁判所での間接管轄審査に対する一定の拘束力を認めるというやり方にも顕れている。ドイツ国内法の解釈上、外国判決承認を審査する裁判所は、判決国裁判所が管轄判断に際して行った事実判断・法的判断に拘束されない⁽²⁹⁾。第二次大戦前に締結された二国間条約も、概して同じ考え方によっていた⁽³⁰⁾。これに対して、大戦後に締結された多くの二国間条約は、判決国裁判所による事実判断に拘束力を認めるという形で、承認・執行の急速なレベル化に向かう⁽³¹⁾。事実判断に加えて、判決国裁判所の法的判断についても拘束力を認めるドイツ＝ギリシャ執行条約 5 条 2 項やドイツ＝イスラエル執行 8 条 2 項は、承認国による間接管轄のコントロールを事実上放棄することによって、承認・執行のさらなる容易化を図るものにほかならない⁽³²⁾。

ブリュッセル 規則 35 条 2 項も、管轄審査に際して判決国裁判所が行った事実判断の承認裁判所への拘束力を認めている。上に見たように、同条 1 項は間接管轄審査を原則排除しているが、一定類型の事件については例外の余地を認めており、その場合に 2 項は、被告側が新事実の提出によって執行の引き延ばしを図ることを阻止する機能を営む⁽³³⁾。

2005 年のハーグ合意管轄条約⁽³⁴⁾9 条 a 号は、「選択された裁判所が専属的管轄合意を有効であると決定した場合を除き」、管轄合意の無効が承認・執行拒絶事由になるとした。逆にいうと、判決国裁判所が合意を有効と決定した場合には、合意の締結能力（同条 b 号）を除き、承認国で合意の有効性を争うことはできなくなるので、ここでも、ブリュッセル規則とほぼ同様の考え方が下敷きになっているといえよう。他方において、同条約 8 条 2 項は、「判決が被告欠席のまま下された場合を除き」、承認国裁判所は、判決国裁判所が管轄肯定の根拠とした事実認定に拘束されるとしており、被告保護の趣旨により忠実な考え方を示す点が注目される。欠席判決かどうかで間接管轄審査のあり方を変える

(28) Council Regulation (EC) No 2201/2203 of 27 November 2003 concerning jurisdiction and the recognition and enforcement of judgments in matrimonial matters and the matters of parental responsibility, OJ L 338/1.

(29) BGH, U.v.26.3.1969, BGHZ 52,30,37; Geimer, FS Nakamura, S.181.; ders., IZPR, Rz.2906; Schack, IZVR, Rz.839; Gottwald, MüKomm ZPO,2.Aufl.,2001, Art.328 ZPO Rz.69; Stein-Jonas-Roth, ZPO, 21.Aufl.,1998,Rz.95. わが国における解釈論として、高田・373 頁。これに対してゴットヴァルトは、被告が判決国訴訟に出廷したか欠席したかを区別し、前者の場合には管轄判断に関する外国裁判所の事実認定の拘束力を認めるのが適当だが、後者の場合には疑問があるという。Gottwald, ZJP 1990, S.277.

(30) ドイツ＝イタリア執行条約 5 条 1 項、ドイツ＝スイス執行条約 5 条 1 項。

(31) ドイツ＝ベルギー執行条約 5 条 2 項、ドイツ＝ノルウェー執行条約 9 条 3 項、ドイツ＝スペイン執行条約 9 条 2 項。

(32) Siehr, Die Anerkennung und Vollstreckung israelischer Zivilentscheidungen in der Bundesrepublik Deutschland, RabelsZ 1986,586, 595; Gottwald, MüKomm ZPO, 2.Aufl.,2001, Internationales Zivilprozeßrecht, B5d Art.8 Rz.2.

(33) 。 そうだとすると、逆に承認執行を認める方向に作用する新事実については提出を許してよいのではないかとの意見もあるが（Geimer/Schütze, EuZVR, 2.Aufl.,2004, A.1 Art.35 Rz.45）承認肯定的な事実か否定的な事実かを問わないのが多数説といえよう。Martiny, Hdb. IZVR /2 Kap. Rz.175; Gottwald, MüKomm ZPO,2.Aufl.,2001, Art.28 EuGVÜ Rz.22; Kropholler,EuZPR,8.Aufl.,2005, Art.35 Rz.23.

(34) これにつき道垣内正人「2005 年のハーグ『管轄合意に関する条約』」国際私法年報 7 号（2005 年）184 頁。

という考え方は、「涉外知的財産紛争の管轄権、準拠法及び判決に関する ALI 原則」草案 402 条 1 項⁽³⁵⁾でも採られており、最近の国際立法における一つの有力な傾向と見ることができよう。

(2) 国内法の解釈

間接管轄の審査を原則的に放棄するという発想は、アッサーが 1875 年に公表した論文に既に示されていた。すなわち、「われわれの考えによると、執行許可は、判決を下した裁判所の管轄権であれ、手続の形式についてであれ、外国裁判官が条約の規定に基づき準拠法を適用したかを吟味するためであれ、何ら事前の審査なしに付与されるべきである。おそらく、これに対する唯一の例外は、次のものである。つまり、外国人に対して下された欠席判決に関する限り、執行許可は、判決を下した裁判所の場所的管轄(*compétence ratione territorii*)を審査した後でなければ付与されない、ということができるであろう」と⁽³⁶⁾。

また、リーツラーによると、国家が自国法で定めうるのは自国裁判所が行使しうる直接管轄の範囲に限られ、他国裁判所の管轄範囲を画定することはできない。そのため、外国判決承認が問題となる場合には、ドイツの専属管轄に抵触するかどうかだけが審査の対象になるという⁽³⁷⁾。これは、間接管轄を承認要件とすることは、外国裁判所の管轄範囲を再審査することに他ならないが、その決定はほんらい判決国の主権範囲に属するから、内国専属管轄に対する違反を除き、承認国裁判所はそれを云々すべきでない、という考え方に基づく⁽³⁸⁾。

日本の解釈論上も、結論においてこれと似た考え方がある。旧民訴法 200 条は、「法令又八条約ニヨリ外国裁判所ノ裁判権ヲ否認セサルコト」を外国判決承認要件としていた。旧々民訴法 515 条が、「本邦ノ法律ニ従ヘ八外国裁判所力管轄ヲ有セサルトキ」と規定していたことと対比すれば、その違いは顕著といわなければならない。従って、この条文を文言に忠実に理解し、判決国が自国法により管轄権を認めて下した判決は、日本法または条約上、当該国の裁判権が否定されるような場合（日本または第三国が専属管轄をもつような場合）を除いて承認されるべきである、との考え方である⁽³⁹⁾。

日本法または条約上、専属管轄が認められる場合は例外に属するため、この見解によると、判決国の間接管轄は原則的に肯定され、その結果、外国判決承認の範囲は拡大する。国際的な判決承認の促進という見地からすると、これを積極的に評価することも不可能ではないが、その反面、この考え方においては、公序要件を用いない限り、判決国の過剰管轄権行使から被告を保護できず、間接管轄要件の意義は大きく失われてしまう。そのため、わが国通説はこれを正当に批判し、条文の文言にも拘

(35) これによると、「言渡裁判所が欠席判決を下したときには、執行裁判所は、人的管轄権の主張が、本原則及び判決国法と合致するものであったかどうかを審査しなければならない」とされる。

(36) Asser, Rapport sur la procédure civile, Revue de droit international et de législation comparée, t.7 (1875), p.588.

(37) Riezler, IZPR, 1949, S.210; ders., Zur Sachlichen Internationalen Unzuständigkeit, FS Rosenberg, 1949, S.210.

(38) もっとも、間接管轄の審査は、外国裁判所の直接管轄を承認国の側から直接に規律するものではなく、判決承認の許否という限られた枠内で、いわば間接的に評価するものにすぎないから、リーツラーがというような外国主権への配慮は不要と見るのが通常理解といってよい。Schröder, S.780; Martiny, Hdb. IZVR /I Rz.643.

(39) 三ツ木正次「外国金銭判決の承認・執行の諸問題」ジュリスト 781 号（1983 年）193 頁、林脇トシ子「判批」ジュリスト 485 号（1971 年）169 頁、斎藤秀夫ほか編・注解民事訴訟法(5)（第 2 版、第一法規、1991 年）123 頁（小室直人＝渡部吉隆＝斎藤秀夫）東京地判昭和 45 年 10 月 24 日判時 625 号 66 頁。ほぼ同旨、山田恒久「間接管轄に関する若干の考察」杏林社会科学研究 3 巻 2 号（1986 年）25 頁。

ならず、わが国の目から見て、判決国が積極的に国際裁判管轄を有していたことを要求してきた⁽⁴⁰⁾。現在の民訴法 118 条 1 号では、「法令又は条約により外国裁判所の裁判権が認められること」という積極的な表現に改められたため、上記のような解釈をとる余地はなく⁽⁴¹⁾、最近の最高裁判決も通説の立場を確認している⁽⁴²⁾。

前述したように、条約上の規整としては、間接管轄審査を原則的に排除するものが少なくない。しかし、間接管轄の審査を一般的に不要とするには、法体系の親近性や緊密な国家関係の存在が前提になる⁽⁴³⁾。とりわけブリュッセル規則やルガノ条約は、直接管轄と判決承認を併せて規整するダブル条約に属するため、構成国が直接管轄に関する統一規則を遵守することを前提にした規律が可能になるほか、構成国間での過剰管轄規定適用禁止⁽⁴⁴⁾も、このような信頼関係を背後から支える役割を果たす。さらに、EU 域内であれば地理的近接性のゆえに意識されないが、公正な手続を受ける権利の保障という観点からすると、間接管轄審査を排除することには問題がないではない⁽⁴⁵⁾。

従って、このような条約上の規整は、将来的な国家間での司法協力のあり方を示すものとして示唆に富む反面、国内法の立法や解釈を考えるにあたって、直接に参考にするのは難しいといえよう。

3 一般条項型

フランスにおいては、1964 年のムンツァー (Munzer) 判決で実質再審査主義が廃止された後、1985 年のシミッチ (Simitch) 判決により、間接管轄の判断につき直接管轄とは別個独立の要件、すなわち判決国が事件と「特徴的な関連を有すること」(se rattacher d'une manière caractérisée)が要求されるに至った⁽⁴⁶⁾。これは、1967 年の英国貴族院によるインディカ (Indyka) 判決が採用した「真実かつ実質的関連」(real and substantial connection)要件と同じく⁽⁴⁷⁾、厳格な鏡像原則をとらず、一般条項による柔軟な間接管轄の判断によって、承認範囲の拡大をねらったものと考えられる。

このような一般条項による間接管轄判断の柔軟化に対しては、ドイツ学説上、法的不安定を招くとする否定的意見が強い⁽⁴⁸⁾。一般条項型による規整では、間接管轄の有無について予見可能性が奪われる結果、原告に対する行為規範としては機能せず、原告による法廷地漁りから被告を保護するという間接管轄要件の最大の役割が果たせないというのである⁽⁴⁹⁾。

また、フランスにおける特殊事情にも注意しなければならない。ムンツァー判決が明言していたように、フランスにおいては、判決国裁判所がフランス国際私法の指定する準拠法を適用したかどうか

(40) 江川・国際法外交 41 巻 4 号 325 頁、高桑・137 頁、松岡・105 頁、青山・396 頁、芳賀・法律論叢 72 巻 5 号 48 頁ほか。

(41) 河野・327 頁ほか。

(42) 最判平成 10 年 4 月 28 日民集 52 巻 3 号 853 頁。

(43) von Bar/Mankowski, IPR Bd.1, 2.Aufl.,2003, S.441.

(44) ブリュッセル 規則 3 条 2 項、ブリュッセル/ルガノ条約 3 条 2 項。

(45) 例えば、将来的に日本がルガノ条約に加入するような事態になれば、憲法上の問題が顕在化するとの指摘もある。Geimer, FS Nakamura, S.185.

(46) この点につき矢澤・103 頁以下及び 162 頁以下、中西康「外国判決の承認執行における révisión au fond の禁止について(1)」法学論叢 135 巻 2 号(1994 年)10 頁を参照。

(47) インディカ判決につき本浪章市・国際私法序論(関西大学出版部、1986 年)251 頁以下。イギリス法委員会が、この「真実かつ実質的関連」要件は曖昧かつ不安定だとして廃止を提案し、1971 年の「離婚及び別居の承認法」の成立に至る過程については、西賢・属人法の展開(有斐閣、1989 年)51 頁以下。

(48) Geimer, FS Nakamura, S.176; Schack, IZVR, 3. Aufl., 2002, Rz.833; Fricke, S.91.

(49) Fricke, S.95 f.

が承認手続で審査されうる⁽⁵⁰⁾。準拠法要件は、外国訴訟での適用法規という局面につき、原告によるフォーラム・ショッピングの可能性を封じる役割を果たす。そのため、間接管轄について一般条項による不安定な規律を導入したとしても、その結果は承認国にとって許容しやすいものになる、とのフリッケの指摘は⁽⁵¹⁾、正鵠を得たものといえるであろう。

4 鏡像原則

(1) 鏡像原則の意義

上に見たように、間接管轄独自の基準を列挙することや、間接管轄の審査を原則的に排除することは、国内法上の規整としては難しい。一般条項によって対処することは考えられるが、法的安定性の点で問題をはらむ。そのため、国内法上の規整としては、直接管轄基準を間接管轄基準にも転用するという手法が広く用いられてきた。

代表的なものとして、ZPO328条1項1号は、「外国裁判所の所属する国が、ドイツ法によれば管轄権を有しないとき」を承認要件としている。ドイツ法は、ZPO606a条2項のような例外を除き、明文の間接管轄規定をもたないため、通説・判例は、直接管轄の基準を外国判決承認の平面にも「鏡像的」に投影させ、同じ基準で間接管轄の有無をも決することとしてきた（鏡像原則：

Spiegelbildprinzip）。イタリア国際私法64条a号、オーストリア強制執行法80条1号も同じ考え方を示す。わが国の民訴法118条は、「法令又は条約により」外国裁判所の裁判権が認められることというのみで、これらの国々ほど明瞭な規定になっていないが、通説は同様の立場をとってきた⁽⁵²⁾。

しかしながら、最近の学説においては、鏡像原則の「緩和」を求める声が強い。例えばマルティニ、バセドウ、クロッポラーといった論者は、鏡像原則の妥当性を基本的に支持しながらも、直接管轄基準を厳格に間接管轄にも投影させるのではなく、個別の事例や管轄原因ごとに、直接管轄基準を修正して間接管轄に転用する余地を認めている⁽⁵³⁾。ゴットヴァルトも、立法論として、過剰管轄権の行使に基づくか内国専属管轄に反しない限り、間接管轄を認めてゆくのが適当だという⁽⁵⁴⁾。

わが国学説上も、身分関係事件を念頭におきつつ、跛行的関係の発生を防ぐため、直接管轄とは別に、より緩やかな間接管轄基準の定立を示唆する見解があった⁽⁵⁵⁾。財産関係事件についても、直接管轄審査と間接管轄審査における利益状況の相違を根拠として緩和説を説く見解があるほか⁽⁵⁶⁾、より具体的に、ハーグ外国判決承認執行条約10条が定める管轄原因は、「直接管轄原因としてもほぼ異論のないところ」であり、「普遍的に認められた最低限のルール」として、間接管轄基準になりうると説く

(50) ただし、これについてはフランスでも批判が少なくないようである。矢澤・196頁。

(51) Fricke, S.91 ff. これに加えてフリッケは、フランス法上、執行のみならず、外国判決の承認に際しても、原則として裁判所による執行判決が求められることを指摘し、この点でも、一般条項による間接管轄の判断は許容しやすい状況にあるという。Fricke, S.92.

(52) 江川・国際法外交41巻4号325頁、青山・397頁、高田・371頁、河野・332頁ほか。判例もこの立場をとると考えられることにつき竹下・532頁。

(53) Martiny, Hdb. IZVR /1 Rz.646; Basedow, IPRax 1994,183,184 ff; Kropholler, S.655.

(54) Gottwald, ZZP 1990, S.276.

(55) 川上太郎「外国裁判所の国際的裁判管轄」民商法雑誌66巻6号962頁、澤木敬郎「判批」ジュリスト516号(1972年)159頁、木棚照一「判批」法時47巻11号(1975年)131頁、渡辺惺之「判批」ジュリスト741号(1981年)147頁など。

(56) 猪股孝史「外国財産関係判決の承認および執行制度に関する序説的考察」比較法雑誌22巻2号(1988年)42頁。管轄判断における利益衡量の必要性を強調する立場から、同様の方向性を説くものとして石黒一憲・現代国際私法〔上〕(東京大学出版会、1986年)。さらに、最近の詳細な研究として芳賀・法律論叢72巻5号50頁。

見解がある⁽⁵⁷⁾。

そこで以下においては、ドイツにおける議論を参考に、鏡像原則の根拠と批判説の論拠とを対比しながら検討してみたい。

(2) 鏡像原則の根拠と問題点

判断基準としての明確性が柔軟性が

鏡像原則の最大の長所は判断基準の明確性にある。承認国裁判所は自国の直接管轄基準を熟知しているから、それを間接管轄の判断基準とすれば、承認審査を容易化・迅速化できよう。間接管轄の判断基準について国際的な標準があるわけではないから、自国内にある被告の応訴義務の範囲を明確化し、予見可能性を確保することは、承認国にとって重要な意味をもつし、立法にあたって、特別な間接管轄規定を設ける必要がないという点も、付随的利点として指摘される⁽⁵⁸⁾。

これに対して批判説は、鏡像原則の厳格性・硬直性を問題視する。つまり、鏡像原則は、判決国裁判所の依拠した管轄原因が、承認国では認められていないが、客観的には妥当性を欠くといえない場合にも、直ちに承認拒絶を導く⁽⁵⁹⁾。他方において、承認国が過剰管轄規定をもつ場合、それを間接管轄の判断にも鏡像的に用いると、過剰管轄の適用範囲を拡大する結果になる⁽⁶⁰⁾。直接管轄が問題となる訴訟開始段階とは異なり、間接管轄の審査では、判決国で既に終了した手続の結果を内国で受け入れ、あるいはそれに執行力を与えることの可否が問われるにすぎず、両者は質的に異なっている。前者においては、原被告の利益のみならず訴訟経済も考慮しなければならないが、事後的審査にすぎない承認段階ではそれは問題にならない。そうだとすれば、間接管轄の判断はより柔軟であってよいのではないか、というのである⁽⁶¹⁾。この議論はさらに次のように展開する。

承認範囲の縮小か拡大か

批判説は、直接管轄規則を厳格かつ鏡像的に間接管轄審査に持ち込むと、承認範囲を不当に狭めるおそれがあるというが、これに対しては次のような反論がされている。すなわち、直接管轄基準の鏡像的適用が不当な承認拒絶をもたらすように感じられる場合は、承認国直接管轄規則が狭すぎるために是正が必要なのであって、鏡像原則それ自体に問題があるわけではない⁽⁶²⁾。逆に、鏡像原則を緩和して、間接管轄基準として認めなければならないような管轄原因がもしあるのならば、それを直接管轄基準として認めない理由はないはずである⁽⁶³⁾。また、ドイツにおいては、民訴法上の土地管轄規定が国際裁判管轄をも決するという、いわゆる二重機能説⁽⁶⁴⁾がとられる結果、直接管轄はかなり広く設定されており、ZPO24条（不動産所在地管轄）のように専属管轄を定めた規定も稀である。ZPO23条（財産所在地管轄）のように、国際的には過剰管轄として批判される管轄原因も、鏡像的に間接管轄の判断基準に用いられる結果、鏡像原則は、実際には広範囲に外国判決承認を許す結果になってい

(57) 松岡・103頁。

(58) Martiny, Hdb. IZVR /1 Rz.645; Gottwald, MüKomm ZPO,2,Aufl.,2001, Art.328 ZPO Rz.60; Coester-Waltjen, S.110; von Hoffmann/Hau, S.345.

(59) Martiny, Hdb. IZVR /1 Rz.644; Gottwald, ZZP 1990, S.272; Kropholler, S.655.

(60) Gottwald, ZZP 1990, S.272; ders., MüKomm ZPO,2,Aufl.,2001, Art.328 ZPO Rz.60.

(61) Martiny, Hdb. IZVR /1 Rz.646; Basedow, IPRax 1994,183,184.

(62) Fricke, S.101.

(63) Fricke, S.99.

(64) これにつき芳賀雅顯「国際裁判管轄の基準（二重機能論）」石川明＝石渡哲編・EUの国際民事訴訟法判例（信山社、2005年）27頁。

る、と⁽⁶⁵⁾。

過剰管轄規則の拡大適用かその是正か

批判説は、過剰管轄規則を間接管轄基準にも転用すれば、その不当性を拡大する結果になるという。しかし、逆に鏡像原則を擁護するものは、鏡像原則には妥当性を欠く直接管轄規則を是正する力があると説く。つまり、外国が国際的に許される限度を超えて管轄権を行使し、下した判決の承認が否定されれば、当該国が自らの直接管轄規則を修正する契機になりうる⁽⁶⁶⁾。同様に、承認国として間接管轄基準とするのに問題が感じられる基準は、直接管轄基準としても問題をはらむのが通常なので、鏡像原則の適用により、承認国は、自国直接管轄規則の問題を発見し、それを是正する機会をもつ。間接管轄を認めるのが適当だが、対応する直接管轄規則を欠く場合も同様であり、それは承認国直接管轄規則に埋められるべき欠缺があることを示す。このような意味において、鏡像原則は、判決国・承認国双方の直接管轄規則を是正する役割を果たす、というのである⁽⁶⁷⁾。

内外国の平等扱いが当事者利益か

鏡像原則は、内国が管轄行使する際の行動規範を、外国の管轄行使に対する評価規範としても用いる点で、管轄判断における内外国平等扱いを保障するものだと評価される⁽⁶⁸⁾。内国法・外国法の適用場面を双方向的に定める国際私法規定（双方向的抵触規定）との質的類似性から、鏡像原則は管轄規則を「双方化」するという表現もしばしば用いられてきた⁽⁶⁹⁾。とりわけシュレーダーのように、普遍主義的観点から国家間での合理的管轄配分を目指す立場においては、管轄配分にあたって国家の平等扱いを保障する理念として、鏡像原則は高く評価される⁽⁷⁰⁾。

管轄判断における内外国の平等扱いという考え方は、国家利益に着目するものであり、相互主義の考え方と親和性をもつといわれている⁽⁷¹⁾。このような発想は新しいものではなく、既にフォイエルバッハは、1812年の著書で次のように説いていた。すなわち、

「国家が裁判を行うにあたって、原則的に依拠すべき規範は自国法であり、外国法の考え方に従うのは例外的場合にすぎない。既にここからして、審問地法によれば管轄が認められるが、外国判決執行地法によれば管轄が認められない裁判籍には、その判決の外的既判力ならびに執行力を認めることができない、という帰結が導かれる。国際法によって結びついたあらゆる国家は、互いに全く法的に平等な立場にたつのであって、いかなる政府も、自らの義務に違反することなしには、自らに統治を委ねた国家に不利益を及ぼす形で、この平等性を破ることはできない。なぜなら、いかなる政府も、国民の負担において寛大さ・寛容さを示すことは許されないからだ。もし、外国法上管轄権をもつにすぎない裁判所が下した判決にも執行を認めなければならぬとすると、判決国が、われわれが自国

(65) Kropholler, S.654; Schack, IZVR, Rz.837; Gottwald, MüKomm ZPO, 2. Aufl., 2001, Art.328 ZPO Rz.66; von Hoffmann/Hau, S.345; Fricke, S.101.

(66) 鏡像原則のこのような働きは、シュレーダーのように、普遍主義的観点から間接管轄の規律を根拠づける立場において、とりわけ重視されることになる。Schröder, S.777 f. これに対して、同じく「教育的効果」を認めるフリッケは、ドイツでの承認拒絶を受けて判決国が自国直接管轄規則を修正することを期待するのは「夢想的」であろうとして、やや否定的なスタンスを示す。Fricke, S.99.

(67) Schröder, S.777 f.; Fricke, S.98 f.

(68) Martiny, Hdb. IZVR /1 Rz.645; von Bar/Mankowski, IPR Bd.1, 2. Aufl., 2003, S.440; Stein-Jonas-Roth, ZPO, 21. Aufl., 1998, Rz.82, 85. 「一定の事実がわが国に存在することによってわが裁判所の管轄権を認める以上は同様な事実が外国に存在する場合にはこれによってその外国の裁判所の管轄権を認むべきは當然」とする江川・国際法外交 41 巻 4 号 325 頁も、同じ考え方を示すものといえよう。

(69) Martiny, Hdb. IZVR /1 Rz.643.

(70) Schröder, S.781.

(71) Stürner, S.466.

裁判所に認めるよりも広い管轄権を自国裁判所に認めているときには、われわれは、外国がわれわれに対して認めないものを、外国に対して認めることになる。このような考え方によれば、内国法が外国法によって否定されるようなことになりうるであろう」と⁽⁷²⁾。

これに対して、被告の手續保障、当事者利益に純化して承認管轄を捉える立場からは、鏡像原則における国家利益指向型の発想が問題視されることになるが⁽⁷³⁾、逆に鏡像原則擁護論者は、国家間での不平等扱いが、結局においては当事者間での不平等扱いを導くことを指摘する。例えばフリッケは、国籍を直接管轄基準としてのみ認める考え方では、外国人当事者が本国で取得した判決の承認が拒絶されるために、ほんらい対等に扱われるべき当事者間で不平等が生じることになるという⁽⁷⁴⁾。

5 検討

ドイツでの議論は、そのまま日本法の解釈にもあてはまるものではない。とりわけ、ドイツ法は管轄決定に際して事案ごとの利益衡量を厳しく制限するのに対して、日本法上は、いわゆる「特段の事情」判断により、広い範囲で利益衡量が行われるという大きな違いがある⁽⁷⁵⁾。ファミリー事件判決⁽⁷⁶⁾における「特段の事情」論の採用以後、最高裁は、直接管轄の決定について制限的な態度を示す。これらの事情に鑑みれば、鏡像原則の採用が、直ちに明確かつ安定した間接管轄の判断につながり、それは承認範囲の縮小をもたらすおそれがないとするドイツ通説の議論は、そのままの形でわが国に持ち込むことはできないというべきであろう⁽⁷⁷⁾。

しかしながら、上に述べた事情を差し引いて考えるとしても、間接管轄判断における明確性・安定性、判断の容易さ、直接管轄規則を是正する力、内外国の平等扱いという、これまで鏡像理論を支えてきた多くの根拠は、いまなお説得力を失ってははいないように思われる。被告がどの範囲で応訴義務を負うかは、可能な限り予見可能な形で定められなければならない。これを一般条項的という形で規律することは難しく、間接管轄独自の基準を過不足なく定立することも容易でない以上、鏡像原則の放棄は間接管轄の判断を著しく不安定・不明確にし⁽⁷⁸⁾、外国訴訟に対する被告の態度決定を困難化させるおそれをはらむ。この点において、鏡像原則の一般的妥当性は否定しがたいように思われる。

鏡像原則の維持は、間接管轄判断に際して、例外的事情の考慮を一切否定することを意味するものではない。むしろ、直接管轄の判断につき「特段の事情」論という枠組を用いる以上は、間接管轄の判断においても、同様の手法で例外的事情を考慮することは可能というべきであり、これによると、わが国有力説が説く、間接管轄に関する独自基準定立の必要性は、かなりの程度において吸収されるであろう⁽⁷⁹⁾。そうだとすれば、従前のわが国学説上の対立は止揚に向かいつつあるということができ、問題は、どのような具体的場面で「特段の事情」を認めて鏡像原則を緩和すべきか、直接管轄・

(72) Paul Johann Anselm Feuerbach, Themis, oder Beiträge zur Gesetzgebung, 1812, S.96. このように、内外国の平等扱いや国家利益を強調する考え方は、1902年3月21日のライヒ裁判所判決(RG, U.v.21.3.1902, RGZ 51,135, 138)が、「外国判決を承認する国家は、国内で自らが正当と認める以上の、あるいはそれ以外の原則により、裁判管轄を規整されないことについて、利益をもつ」と述べるところにも顕れている。

(73) Basedow, IPRax 1994,183,184. わが国の解釈論として、芳賀・法律論叢 72 巻 5 号 52 頁。

(74) Fricke, S.97.

(75) 中野俊一郎「国際裁判管轄の決定における例外的処理の判断枠組 - 『特段の事情』論の現状と課題 - 」民事訴訟雑誌 45 号(1999年3月)132頁以下を参照。

(76) 最判平成9年11月11日民集51巻10号4055頁。

(77) 芳賀・法律論叢 72 巻 5 号 50 頁。

(78) 河野・328頁以下。

(79) 河野・332頁。

間接管轄における「特段の事情」判断の具体的内容は何か、といった点に帰着することになる。これについては、直接管轄・間接管轄をめぐる法規整の全体像を視野に入れながら、具体的事例を個別に精査してゆく必要があり、今後の検討にまつべきところが大きい⁽⁸⁰⁾。

米国判決の承認と間接管轄の審査

1 問題の所在

上述した鏡像原則の考え方においては、判決国が自国法上国際裁判管轄を有していたか、判決裁判所が事物管轄や土地管轄を有していたかどうか、あるいは、外国裁判所が具体的にいかなる管轄原因によって管轄を認めたかは、承認審査において問題とならない。もっとも、米国のように、各州が独自の法域を構成するのみならず、連邦と州がそれぞれ独立した裁判所制度をもつ国で判決が下された場合に、間接管轄の存在を、判決裁判所の所属州について判断するか、国家全体について判断するかについては、議論の余地がありえよう。ある州で下された判決の承認を考える場合に、わが国の目から見て、当該州に間接管轄があるかどうかを見るのか、それとも、他州も含め、合衆国が全体として間接管轄を有しておればよいのか、という問題である。便宜上、以下では前者の考え方を「個別説」、後者を「全体説」と呼ぶことにしたい。

従前のわが国判例・学説は、裁判所の所在する州に間接管轄が認められるかを基準とする考え方(個別説)を当然の前提としてきたように見える⁽⁸¹⁾。これは、相互保証の判断についてこの考え方がとられること、国際私法上、米国のような場所的不統一法域に属する者の本国法を決定するについては、その者の所属法域(州)が特定されなければならないこと(法適用通則法 38 条 3 項参照)などを漠然と念頭においたものかと思われる。

ドイツにおいても、次に述べる 1999 年の BGH 判決以前は、主に州裁判所が下した判決を念頭におきながら、個別説をとるのが判例・通説であったといえる⁽⁸²⁾。これに対して、1999 年の BGH 判決は、連邦地方裁判所の判決承認が問題となったケースで、合衆国全体との関係で間接管轄を判断するという考え方(全体説)を示した⁽⁸³⁾。

2 1999 年 4 月 29 日の BGH 判決

本件は、欠陥機械を購入した原告(米国ウィスコンシン州在住)が、機械を製造したドイツ会社の所有者ら(ドイツ在住)に対して米国ウィスコンシン州連邦地裁で訴えを提起し⁽⁸⁴⁾、そこで取得した

(80) この点に関しては、間接管轄判断基準としての「特段の事情」を、法廷地としての適性の類型的判断に限定し、それ以外の事情を公序要件の枠内で検討すべきものとする河野教授の見解が注目値する。河野・331 頁以下。

(81) 判例は、概して裁判所所属州に間接管轄が認められるかを問題としているが、そこで、本文に取り上げたような問題が十分意識されていたかどうかは疑わしい。そうだとすると、わが国判例はこの点について態度を明らかにしていない、と理解することも不可能ではない。芳賀・法律論叢 74 巻 6 号 67 頁。

(82) BGH, U.v.26.3.1969, BGHZ 52,30,33; LG Heilbronn, U.v.6.2.1991, RIW 1991, 343; Martiny, Hdb. IZVR /1 Rz.747; Jayme, IPRax 1991, 262; Stein-Jonas-Roth, ZPO, 21.Aufl.,1998,Rz.88; Sieg, S.79.

(83) BGH, U.v.29.4.1999, BGHZ 141,286. 本件については芳賀・EU の国際民事訴訟法判例 231 頁に詳しい。

(84) 本件における連邦裁判所の管轄が、連邦問題管轄、州籍相違管轄のいずれに基づいていたかは必ずしも明らかでないが、ステュルナー/ボアマンは、事案の内容からして前者に該当することは考えにくく、後者に基づくものであるという。Stürner/Bormann, S.84.

欠席判決の執行をドイツで求めたものである。米国訴訟が提起された当時、被告らの一部はイリノイ州に不動産を所有していたことから、これをもって、財産所在地に基づく間接管轄（ZPO23条参照）を認めてよいかどうか問題となった。1審は訴えを認めたが、2審は、被告財産の所在地はイリノイであって判決州ではないとして、間接管轄の欠如を理由に請求を棄却した。これに対してBGHは、「米国の『連邦』地方裁判所が間接管轄をもつかどうかは、単に、合衆国全体のなかで、いずれかの裁判所が管轄をもつかどうかで判断すべきである」と述べ、破棄差戻しを命じた。その根拠は、おおむね次の諸点に求められている。

連邦裁判所は各州の裁判所から独立しており、独自の手続規範に従うのであって、連邦法に反しない限りで所在地州の実体法や手続法が適用されることは、その裁判所としての独立性に影響しないこと。

間接管轄要件は、判決国が国際基準に考慮を払うことを現実化し、事件と十分な牽連性をもたない国での訴訟から被告を保護するものであるが、いずれも判決国の裁判権全体に関わるものであり、その国内部での土地管轄分配には関わらないこと。

逆の解釈（個別説）は、連邦国判決の承認可能性を著しく狭め、法的明確性を害すること。

場所的不統一法国の部分法秩序への準拠法送致を定める民法施行法（EGBGB）4条3項は、間接管轄の判断とは無関係であること。

相互保証の審査（ZPO328条1項5号）では、公的利益のための承認可能性の制限だけが問題となるので、間接管轄の審査とは同列に論じえないこと。

一定の場合に、原告は州裁判所、連邦裁判所のいずれを利用するかについて選択権をもち、それぞれの判決の承認可能性が違えばこの選択に影響するが、間接管轄要件は原告が有利な裁判籍を選ぶことを禁じるものではないから、承認可能性はこれによって左右されるべきでないこと。

3 学説の反応

BGHがとった結論（全体説）は、かねてよりガイマーが強く主張するところであったが⁽⁸⁵⁾、本判決を契機として、学説上も支持を増やしつつある。その中には、州裁判所判決か連邦裁判所判決かを区別し、後者についてのみ連邦全体との関連性を問う見解もないではないが⁽⁸⁶⁾、最近では、両者を統

(85) Geimer, Anerkennung ausländischer Entscheidungen in Deutschland, 1995, S.117; ders., IZPR, Rz.2900.

(86) Haas/Stangl, S.454. この見解は、連邦裁判所の判決は合衆国全体の司法権に基づくものであるのに対して、州裁判所判決は州独自の司法権に基づくことを理由とする。他方、BGH判決は、州裁判所判決の扱いについて結論を明示していない。

一的に扱う見解が多い⁽⁸⁷⁾。わが国において、いち早くこの問題に着目された芳賀助教授も、ドイツ判例・学説の詳細な検討に基づいて、この見解を支持されている⁽⁸⁸⁾。

これに対して、BGH 判決以前の通説的見解（個別説）をなお踏襲するものも少なくない。そこでは、連邦裁判所の管轄権の種別を区別しない見解もあるが⁽⁸⁹⁾、最近では、とくに州籍相違事件を念頭におきながら、個別説の正当性を説くものが多い⁽⁹⁰⁾。後者の見解では、連邦裁判所が専属管轄や連邦問題管轄に基づいて下した判決については全体説に従うことが前提とされており、この限りでは、従前の対立は止揚されつつある。従って争点は、州裁判所判決、及び州籍相違管轄に基づく連邦裁判所判決の承認という局面に絞られてきたといえよう。

学説の対立軸をごく大まかに整理すると、次のようになる。

4 学説の対立軸

(1) 国内土地管轄配分との異同

ZPO328 条 1 項 1 号が、判決裁判所が所属する「国」の「裁判所」（複数形）の管轄権を承認要件とするところからも知れるように、判決国内部での土地管轄や事物管轄の配分は、承認国の関知するところではない。そこで全体説の論者は、米国内でどの州が管轄権をもつかという問題もこれと同じく判決国の内部事項に属するから、間接管轄の有無は米国全体について審査すればよいという⁽⁹¹⁾。

これに対して、個別説に立つケスター・ヴァルチェンは、米国内でどの州に管轄を認めるかは、州籍相違管轄に基づいて連邦裁判所が管轄権を行使する場合を含め、そこで適用される国際私法や準拠

(87) Geimer, IZPR, Rz.2900; von Hoffmann/Hau, S.352; Gottwald, MüKomm ZPO,2.Aufl.,2001, Art.328 ZPO Rz.64. 近年、この問題について詳細な研究書を公刊したシェルトルは、ZPO328 条 1 項 1 号の「国」概念の確定にあたり、次のような段階的審査（彼はこれを「歴史・憲法構造指向的解釈」と呼ぶ）を提案している。すなわち、まず、判決裁判所の所属法秩序が、憲法上、どのような国家組織構造をとるかを見る。独自主権をもつ部分領域をもたない中央集権国家であればここで審査は終わるが、それをもつ法秩序については、憲法上、領域相互間や領域と中央政府との関係につき、どのように規律されているかを問わなければならない。EU のような国家連合であれば、この段階で国家性は否定されるが、米国のような連邦国の場合には、さらに第 3 段階の審査に進み、当該法秩序における司法権配分形態を承認国の目から評価して、各領域が独立した司法上の単位を構成するかどうかを検討する。米国の連邦裁判所と州裁判所は統一的審級制度をもたない。しかしそれは、米国における連邦と州の権限分配に関する歴史的経緯に由来するものであり、連邦の裁判権も州の裁判権も、結局のところ、主権者である米国民全体から配分的に与えられたものに他ならない。両者は全く無関係に並存するわけではなく、連邦法に関わる問題については州裁判所から連邦裁判所への移送が許され、州籍相違事件では連邦裁判所が州の司法権の一翼を担うといった形で、様々な形で交錯し、補完しあっている。従って、組織的独立性や手続規範の違いがあっても、なお両者は共通の権限分配システムに属しており、判決承認の局面では、いずれの判決についても、米国全体を一つの国家とみるのが妥当である、と。Schärtl, S.177 ff., S.264 ff.

(88) 芳賀・法律論叢 74 巻 6 号 74 頁。

(89) Schack, IZVR, Rz.906; Baumbach-Lauterbach-Hartmann, ZPO, 63.Aufl., 2005, §328 Rz.16.

(90) Coester-Waltjen, S.101; Wazlawik, S.274; Roth, ZZP 1999, 484; Stürner/Bormann, S.83 ff.; Thomas-Putzo, ZPO, 27.Aufl., 2005, §328 Rz.8a.

(91) Geimer, IZPR, Rz.2900; Gottwald, MüKomm ZPO,2.Aufl.,2001, Art.328 ZPO Rz.64; von Hoffmann/Hau, S.346, 351. さらに米国人の本国管轄について、Staudinger/Spellenberg, BGB, Internationales Verfahrensrecht in Ehesachen, 13.Aufl.,1997, §328 ZPO, Rz.350. わが国における解釈論として芳賀・法律論叢 74 巻 6 号 74 頁。

法の違いを導く点で、単なる国内土地管轄の配分とは質的に異なる面をもつと反論する⁽⁹²⁾。全体説の側からは、裁判所所在地州の抵触法・実質法の適用は、外国判決承認に際して適用法規のいかに問われない以上、問題にはならないとの指摘もあるが⁽⁹³⁾、ここでの議論は、適用法規と判決承認の関係を対象とするわけではなく、米国内での管轄配分の性質を問うものであるから、適切にかみあった反論にはなっていない。この議論はさらに次のように掘り下げられる。

(2) 州裁判所・連邦裁判所が行使する管轄権の性質

連邦裁判所と州裁判所の管轄権配分⁽⁹⁴⁾をどう理解するかについても、両説は対立する。全体説に立つ見解は、連邦裁判所が州裁判所から独立して連邦の司法権行使を担うことを強調する。すなわち、海事、倒産、特許・著作権といった専属管轄事項のみならず、州裁判所との競合管轄が認められる連邦問題事件、州籍相違事件についても、連邦裁判所の手続は連邦民事手続規則に従う。問題によっては州の手続規則が顧慮されることもあるが、連邦裁判所が所在地州の司法制度に所属するのではなく、そのことは、連邦民事手続規則 4 条(k)(2)⁽⁹⁵⁾が、所在地州には関係しないが連邦全体との関係性が認められる事件について、対人管轄権を認めたところからも明らかである。従って、連邦裁判所判決の承認・執行を考えるにあたっては、連邦全体との関連性を問うのが適切である、と⁽⁹⁶⁾。

これに対して、個別説をとる見解の多くは、米国法上、州は独自の立法権・司法権を有しており、州籍相違管轄に基づく場合は連邦裁判所も州の司法権行使の一端を担うので、間接管轄の審査にあたっては、所在地州との関連性を問うのが正当だという。すなわち、連邦裁判所が専属管轄や連邦問題管轄に基づいて裁判を行う場合、連邦裁判所は、手続・実体の両面にわたって連邦法を適用する。連邦法の解釈については連邦裁判所の先例に拘束されるほか、対人管轄権行使については、連邦民事手続規則 4 条(k)(2)により、連邦全体との関係性があれば足りる。従って、この場合には、合衆国全体について間接管轄の有無を判断しなければならない。しかし、州籍相違管轄については事情が異なる。この管轄のそもそもの趣旨が、他州民や外国人への中立的フォーラムの提供にあったことから窺えるように、州籍相違管轄に基づく場合、連邦裁判所は、所在地州の抵触法・実質法を適用することによって⁽⁹⁷⁾、当該州の司法権行使の一端を担う。州籍相違事件の場合、連邦裁判所は、州法の解釈・適用につき州裁判所の先例に拘束されるほか、連邦民事手続規則 4 条(k)(2)は適用されず、裁判所所在地州との「最小限の関連」が求められる。従って、州籍相違管轄に基づいて連邦裁判所が下した判決については、その所在地州との関係性によって間接管轄の有無を判断すべきである、と⁽⁹⁸⁾。

全体説の一部からは、ドイツ裁判所がドイツ国際私法によって外国法を適用するのと同じく、州籍相違管轄の場合、所在地州法を適用するからといって、連邦裁判所が州の司法権行使を担うわけではない、との反論も聞かれる⁽⁹⁹⁾。しかしこれに対しては、ドイツ国際私法はドイツ立法権に基づいてド

(92) Coester-Waltjen, S.108, 112.

(93) von Hoffmann/Hau, S.350.

(94) この点につき浅香吉幹・アメリカ民事訴訟手続法（弘文堂、2000年）22頁以下。

(95) 「管轄権の行使が合衆国の憲法及び法律に適合する限り、召喚状の送達又は送達放棄書の提出は、連邦法に基づき提起された訴えに関しては、州の一般管轄権を有する裁判所の管轄に服しない被告に対しても人的管轄権を創設する」。邦訳は渡辺惺之 = 吉川英一郎 = 北坂尚洋・英和对訳アメリカ連邦民事訴訟規則（LexisNexis、2005年）による。

(96) von Hoffmann/Hau, S.349. 同じく連邦民事手続規則の存在を強調するものとして、Haas/Stangl, S.455.

(97) この点につき、例えば Scoles/Hay, Conflict of Laws, 4th ed.,2004, p.177 を参照。

(98) Stürner/Bormann, S.83 ff. ほぼ同旨、Coester-Waltjen, S.116; Wazlawik, S.274.

(99) von Hoffmann/Hau, S.349.

イツ裁判所に外国法の適用を命じるのに対して、米国法上、連邦は州籍相違事件での法適用を左右できない点に違いがある、との再反論がなされている⁽¹⁰⁰⁾。

(3) 本国法決定との並行性

個別説の一部からは、国際私法上の連邦国の扱いとの整合性が論拠として援用される。すなわち、国際私法に基づく準拠法の決定については、米国のような場所的不統一法が本国法として指定された場合、それぞれの部分法秩序（州法）が準拠法指定の単位となる（EGBGB4 条 3 項、法適用通則法 38 条 3 項）。そうだとすれば、外国判決承認の局面でも同様に、裁判所所在地州ごとに間接管轄の有無を判断すべきではないか、と⁽¹⁰¹⁾。しかしながら、準拠法決定と外国判決承認に際しての間接管轄の判断は、趣旨・目的・局面を異にするものであるから、これを全く同列に扱うことは難しい。そのため、上記 BGH 判決や全体説の論者⁽¹⁰²⁾のみならず、同じ個別説の側からも⁽¹⁰³⁾、この点については批判の声が多く聞かれる。

(4) 相互保証審査との並行性

相互保証要件（ZPO328 条 1 項 5 号、日本民訴法 118 条 4 号）の審査については、個々の裁判所所在地州における内国判決の扱いを問うのが通説・判例であるため⁽¹⁰⁴⁾、個別説は、間接管轄の判断についても同じ扱いをするのが整合的だと説く⁽¹⁰⁵⁾。これに対して全体説は、相互保証を裁判所所在地州ごとに判断するのは、外国判決承認について米国に統一規則がなく、個々の州に規律が委ねられることに基づくのであり、間接管轄の審査と同列に論じるべきでないという⁽¹⁰⁶⁾。

(5) 判決承認の拡大と被告の応訴義務の範囲

全体説のアピールポイントの一つは、それが外国判決承認・執行の可能性を狭めないことであろう。1999 年の BGH 判決で問題になったように、事案が裁判所所在地州と十分な関連をもたないが、他州との関係では間接管轄を認めうる場合、個別説では承認が否定されるのに対して、全体説では承認が可能になる。跛行的法律関係の発生防止という見地からすると、外国判決承認の範囲は可及的に拡大されるべきであり、それには全体説が適当というわけである⁽¹⁰⁷⁾。

これに対して個別説の側からは、判決承認の範囲拡大よりも被告保護が重視されるべきであり、被告の応訴義務範囲の明確な画定という間接管轄、鏡像原則の趣旨からすると、判決裁判所の所在地州を基準にするのが適当だと主張される。全体説によると、イリノイに財産をもつ被告は、他のあらゆる州で応訴義務を負うことになり、原告は広範なフォーラム・ショッピングの可能性をもつ。米国では州によって国際私法や準拠実質法も異なりうるため、このやり方では被告の予測可能性が大きく害されかねない、というのである⁽¹⁰⁸⁾。

(100) Stürner/Bormann, S.84.

(101) Sieg, S.79.

(102) von Hoffmann/Hau, S.350.

(103) Coester-Waltjen, S.106.

(104) BGH, U.v.29.4.1999, BGHZ 141,299; Gottwald, MüKomm ZPO,2,Aufl.,2001, Art.328 ZPO Rz.132; Haas/Stangl, S.454 m.w.N.

(105) Jayme, IPRax 1991, 262; Sieg, S.79; Schack, IZVR, Rz.906; Schütze, DIZPR, Rz.331; Stürner/Bormann, S.85; Coester-Waltjen, S.111; Wazlawik, S.275.

(106) von Hoffmann/Hau, S.352. わが国における解釈論として芳賀・法律論叢 74 巻 6 号 74 頁。

(107) von Hoffmann/Hau, S.350; Gottwald, MüKomm ZPO,2,Aufl.,2001, Art.328 ZPO Rz.64.

(108) Sieg, S.79; Coester-Waltjen, S.110.

応訴義務の範囲設定について、個別説は、連邦国とそれ以外の国を不均等に扱うという批判もある。通常、国の判決であれば問題なく間接管轄を認めうるような事例が、個別説によると、米国型の連邦国家についてだけ否定されることになり、バランスを欠くというのである⁽¹⁰⁹⁾。しかしながら、逆に全体説に対しては、(一部の見解のように、州裁判所判決と連邦裁判所判決とを区別するのであれば)州籍相違事件の場合、対人管轄権や準拠法の決定につき同じ規律に服する両裁判所の判決がアンバランスに扱われることの不当性が指摘されており⁽¹¹⁰⁾、この点はいずれも決定打にはなっていないといえようか。

5 検討

以上に見てきたところからすると、両説ともに決定的な論拠をもつものではなく、その間での判断は微妙なものにならざるをえない。ただ、専属管轄及び連邦問題管轄に基づいて連邦裁判所が下した判決については、合衆国全体としての司法権行使があったと見て、間接管轄審査にあたり合衆国全体との関連性を問う点では、ほぼコンセンサスは得られつつある。全体説に立つ論者の多くがいうように、州籍相違事件に基づく連邦裁判所判決、州裁判所判決についても上と同じ扱いができれば、間接管轄のルールは極めて簡明なものとなり、承認範囲の拡大という点でも魅力を感じさせる。ただ、筆者としては、米国憲法上州に認められた立法権・司法権、ならびに連邦裁判所の州籍相違管轄の性質に鑑みれば、最近の個別説のように、これらについては所在地州を基準に間接管轄を判断するという立場の方に、より説得力を感じている。本国法の決定や相互保証審査との並行性が保てるのも、この立場をとった場合の利点であるが、今後は、これらの周辺問題との質的相違点のほか、欧州統合の進展状況などをも視野に入れながら、検討を続けてゆく必要がある。

間接管轄と相互保証要件

1 問題の所在

民事訴訟法 118 条 4 号、ZPO328 条 1 項 5 号は、判決国・承認国間に相互の保証があることを要求している。二国間で承認要件が全く一致することは条約がない限り想定しにくいから、相互保証を厳格に要求することは、承認制度の意味を実質的に失わせることになりかねない。そのため、わが国の判例・通説は、判決国での承認要件が、わが国のそれと「実質的に同等」あるいは「重要な点で異なる」ことで足りるとしており⁽¹¹¹⁾、ドイツの通説・判例も、判決国において同種のドイツ判決が「全体的評価として、基本的に同等の条件の下に」承認・執行されればよいとしてきた⁽¹¹²⁾。

特に間接管轄の判断基準については、各国国内法が完全に一致することは稀であろうから、このような緩やかな相互保証の考え方は適当といえよう。もっとも、具体的に、どのような場合に相互保証を認めるべきかについては、なお検討の余地がないではない。例えば、外国が承認国から見て過剰な管轄権に基づいて判決を下したが、同じ事実を間接管轄の判断基準としては認めていない場合はどうか。あるいは、内国の直接管轄規定を鏡像的に適用すれば間接管轄を認めうるが、判決国はその管轄規定によった内国判決を承認しない場合、相互保証があるといえるかどうかかが問題となる。

2 判決国の直接管轄基準が間接管轄基準とはされない場合

(109) Geimer, IZPR, Rz.2900; Gottwald, MüKomm ZPO,2.Aufl.,2001, Art.328 ZPO Rz.64. わが国における解釈論として芳賀・法律論叢 74 巻 6 号 74 頁。

(110) Coester-Waltjen, S.108,111; Wazlawik, S.275.

(111) 最判昭和 58 年 6 月 7 日民集 37 巻 5 号 611 頁、最判平成 10 年 4 月 28 日民集 52 巻 3 号 853 頁。

(112) Baumbach-Lauterbach-Hartmann, ZPO, 63.Aufl.,2005,§328 Rz.46 ほか。

フランス民法 15 条は、「フランス人は、外国において外国人と契約した債務についても、フランス裁判所に召喚されうる」という⁽¹¹³⁾。判例は、この規定に基づく管轄を専属化することにより、フランス人に対して下された外国判決は間接管轄を欠き承認執行できないとしたため⁽¹¹⁴⁾、この規定に基づいて下されたフランス判決の承認がドイツで求められた場合に、相互保証があるかどうかの問題となった。

1970 年の BGH 判決は、「外国で同種の判決がフランス人に対して下された場合、フランスでは（自国民に対する）管轄優遇のために承認されないのであるから、フランス法上の承認要件は、重要な点においてより厳しいものといえる」と述べ、相互保証を否定している⁽¹¹⁵⁾。もっとも、1972 年の BGH 判決は、フランス法上の自国民優遇管轄は当事者が放棄することもでき、当該事件では黙示の放棄が認められうるから、相互の保証があるとした⁽¹¹⁶⁾。これは、相互保証の有無は両国法制度の全体的評価に関わる問題であるが、類型ごとに部分的相互保証を認めることによって、判決承認の可及的拡大をねらったものといえよう。

3 承認国の管轄基準が判決国では間接管轄基準とされない場合

1969 年の BGH 判決では、財産所在地管轄規定（ZPO23 条）を鏡像的に適用すれば間接管轄を認めることができるが、判決国（南アフリカ）がこのような管轄規定をもたず、それに基づく外国判決も承認しないことが問題となった。判旨は、条約で間接管轄基準を定める場合にも当事国間での平等扱いが前提になることを強調しながら、次のように述べて相互保証を否定している。すなわち、「ドイツ側からは、国際的に望ましからぬ財産所在地管轄や義務履行地管轄に基づいて下されたドイツ判決の南アフリカにおける承認が期待できない。そうだとすれば、南アフリカ自身が国際的に許容しうる裁判籍と認めない裁判籍で下された南アフリカ判決を、他方においてドイツが承認するということは、ZPO328 条 1 項 5 号にいう承認の相互性という考え方とは - たとえこの概念を緩やかに解釈するとしても - 相容れない」と⁽¹¹⁷⁾。ブラジル判決の承認が問題となった 1992 年の BGH 判決でも、この先例を引用しながら、「ブラジルが財産所在地管轄をもたない」ことを理由として、財産所在地の間接管轄が否定されている⁽¹¹⁸⁾。

このドイツ判例の考え方は、相互保証要件と間接管轄要件を連動させ、承認国が適用する間接管轄基準を、判決国もまた逆の場合に認めることを要求することにより、間接管轄レベルで国家間の相互性・対等性を保つことを狙っている。しかしながら、このようなやり方では、判決国と承認国の間で、最大公約数的に認められる管轄基準しか間接管轄として機能しないことになるため、承認国裁判所の審理負担を加重し、結果的に承認範囲を狭めるという問題をはらむ⁽¹¹⁹⁾。従って、同じ間接管轄規則が判決国にあるかどうかを問題にするのではなく、同種の内国判決が - いかなる間接管轄基準によるかを問わず - 判決国で承認執行されうるかどうかを考えなければならない。BGH も、米国判決につ

(113) 池原・10 頁、矢澤・16 頁。

(114) 江川・国際法外交雑誌 41 巻 2 号 122 頁; Grubbs (ed.), *International Civil Procedure*, 2003, p.234.

(115) BGH, U.v.16.3.1970, BGHZ 53,332,335.

(116) BGH, U.v.5.6.1972, BGHZ 59,116,123.

(117) BGH, U.v.9.7.1969, BGHZ 52,251,258.

(118) BGH, U.v.3.12.1992, BGHZ 120,334,346.

(119) Geimer, *IPRax* 1994,187.

き財産所在地の間接管轄が問題となった 1999 年の判決ではこの考え方によっており⁽¹²⁰⁾、正当なものと評価できよう。

おわりに

間接的国際裁判管轄という問題は、外国判決の承認・執行と国際裁判管轄という 2 つの大きな潮流が、複雑に絡み合いつつ渦を巻く海峡のような感じがしないでもない。その奥行きは深く、海底の流れを正確に読むためには、長い時間と多くの労力をかけた研究調査が求められよう。とりわけ、応訴や合意といった当事者の意思的作用がそこに絡む場合や、 で取り上げた問題のように、判決国司法制度の特殊性が新たなモーメントとして加わる場所では、問題の解決はさらに難しく、見通しのつきにくいものとなる。

このディスカッション・ペーパーでは、筆者の手元にある日本法、ドイツ法の資料だけをわずかな頼りとして、間接管轄を承認要件とする趣旨、その具体的判断基準、米国判決の間接管轄審査をめぐる特殊性や相互保証との関係などについて、現在の理論状況をおおまかにスケッチする作業が試みられた。そこで得られた結論は、間接管轄を承認要件とする趣旨は第一次的には過剰管轄からの被告保護にあり、具体的判断基準としては鏡像原則に基本的正当性が認められることにすぎない。個別具体的な解釈問題について、現段階で確定的な答えを見いだすことは難しく、より詳しい海図を描く作業は、将来に向けての課題とせざるを得ない。

(120) すなわち、「財産所在地の裁判籍 (ZPO23 条) は米国では認められていないため、米国の目から見れば、米国に住む当事者がドイツにも財産をもつというだけで、ドイツの国際裁判管轄を認めることはできないであろう。しかしながら、ZPO328 条 1 項 5 号にいう相互保証要件を満たすためには、ウィスコンシン州法がそれに代えて、別の、ドイツ法にとって異質な観点の下で、ドイツの国際裁判管轄を認めておれば足りよう」と。BGH, U.v.29.4.1999, BGHZ 141,286,300.

〔主要参考文献〕

- 池原季雄「国際的裁判管轄権」鈴木 = 三ヶ月編・新実務民事訴訟講座 7 (日本評論社、1982 年) 3 頁
- 江川英文「外国判決承認の要件としての裁判管轄権(1)(2・完)」国際法外交雑誌 41 巻 2 号 113 頁、4 号 316 頁 (1942 年)
- 河野俊行「間接管轄」高桑 = 道垣内編・国際民事訴訟法 (財産法関係) (青林書院、2002 年) 326 頁
- 鈴木 = 三ヶ月編・注解民事執行法 1 (第一法規、1984) 324 頁 (青山善充)
- 鈴木 = 青山編・注釈民事訴訟法 4 (有斐閣、1997) 354 頁 (高田裕成)
- 高桑昭「外国判決の承認及び執行」鈴木 = 三ヶ月編・上掲新実務民事訴訟講座 125 頁
- 竹下守夫「判例から見た外国判決の承認」『中野古稀・判例民事訴訟法の理論』(下) (有斐閣、1995 年) 513 頁
- 芳賀雅顯「外国判決承認要件としての国際裁判管轄 - 間接管轄の基本姿勢と鏡像理論をめぐって - 」法律論叢 72 巻 5 号 1 頁 (2000 年)
- 同「米国判決の承認と国際裁判管轄 - いわゆる不統一法国の間接管轄 - 」法律論叢 74 巻 6 号 45 頁 (2002 年)
- 同「外国判決の承認要件 - 間接管轄」石川 = 石渡編・EU の国際民事訴訟法判例 (信山社、2005 年) 231 頁
- 松岡博「国際取引における外国判決の承認・執行」同『国際取引と国際私法』(晃洋書房、1993 年) 91 頁
- 矢澤昇治・フランス国際民事訴訟法の研究 (創文社、1995 年)
- Coester-Waltjen, Das Spiegelbildprinzip bei der Anerkennungszuständigkeit, in: Corporations, capital markets, and business in the law: liber amicorum Richard M. Buxbaum, 2000, p.101
- Fricke, Anerkennungszuständigkeit zwischen Spiegelbildgrundsatz und Generalklausel, 1990
- Geimer, "Internationalpädagogik" oder wirksamer Beklagtenschutz ?, FS für Hideo Nakamura zum 70. Geburtstag, 1996, S.167
- Geimer, Internationales Zivilprozeßrecht, 5.Aufl., 2005
- Gottwald, Grundfragen der Anerkennung und Vollstreckung ausländischer Entscheidungen in Zivilsachen, ZZP 1990, S.257
- Haas/Stangl, Prozeßkostensicherheit (§110 ZPO) und internationale Anerkennungszuständigkeit (§328 Abs.1 Nr.1 ZPO) im deutsch-amerikanischen Verhältnis, IPRax 1998,452
- Kropholler, IPR, 5.Aufl.,2004
- Martiny, Handbuch des Internationalen Zivilverfahrensrechts (Hdb. IZVR), Bd. 1, 1984
- Schack, IZVR,3.Aufl.,2002
- Schärfl, Das Spiegelbildprinzip im Rechtsverkehr mit ausländischen Staatenverbindungen, 2005
- Schütze, Deutsches Internationales Zivilprozessrecht unter Einschluss des Europäischen Zivilprozessrechts, 2.Aufl.,2005
- Schröder, Internationale Zuständigkeit, 1971
- Sieg, International Anerkennungszuständigkeit bei US-amerikanischen Urteilen, IPRax1996, 77
- Stürner, Die neue Schweizerische internationale Zuständigkeit im internationalen Vergleich, FS für Karl Heinz Schwab für 70. Geburtstag, 1990, 465
- Stürner/Bormann, Internationale Anerkennungszuständigkeit US-amerikanischer Bundesgerichte und Zustellungsfragen im deutsch-amerikanischen Verhältnis, JZ 2000,81
- von Hoffmann/Hau, Zur internationalen Anerkennungszuständigkeit US-Amerikanischer Zivilgerichte, RIW 1998, S.344
- Wazlawik, Anerkennung von U.S.-amerikanischen Urteilen, IPRax 2002,273